

提 言 書

提 言 1 教育のICT化の推進について

《提言の背景》

教育のICT化については、昨年12月に、1人1台端末の導入や、学校の大容量高速ネットワーク化等による教育ICT環境の実現を目指す「GIGAスクール構想」が文部科学省から示されたが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための全国一斉の臨時休業を契機として、ICTを活用した「学びの保障」が注目されたことから、この構想が一層加速される状況となっている。

こうした中、本県の教育現場の状況をみると、臨時休業期間中にICTを活用して授業等を実施した学校は、高校では53校中13校、小・中学校では数校にとどまるなど、活用の遅れが課題として明らかになった。この原因は、ハードウェア等の整備の遅れや、オンラインによる学習に関する教職員の指導経験の不足等であると考えられる。

これまで、本県の子どもたちは、対面授業において自ら表現する活動を通して高い学力を身に付けてきた。この重要性は今後も変わらないものの、社会のICT化が進む中にあるには、教育においても、ICTを活用した新しい授業、新しい交流、新しい体験が、より深い学びにつながることを期待されている。

教育のICT化の流れに乗り遅れることは、これまで本県が築いてきた「教育立県あきた」のブランド力を失うことにつながりかねないことから、早急に大胆な取組を進めていく必要がある。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提 言》

- 1 ICTの活用に向けた教員の研修体制や児童生徒への支援体制を構築すること。
- 2 学びの質を確保するため、教材等のコンテンツを有効に活用し得る体制を整備すること。
- 3 「秋田の探究型授業」を一層発展させるICTの活用方法について、研究を進めること。
- 4 対面指導と遠隔・オンライン教育のハイブリッド化に向けた取組事例を段階的に蓄積していくこと。
- 5 ICTの活用について、中期的な計画を策定すること。
- 6 ICTを活用した教育の充実に向けて、初等中等教育機関と高等教育機関の連携による取組を支援すること。
- 7 多くの人に学びの機会を提供するため、生涯学習分野におけるオンラインの活用について検討を進めること。

【具体的な取組の方向性】

1 ICTの活用に向けた体制の構築

- 授業にICTを活用するには、教員が機器の操作等に精通することが不可欠であることから、全ての教員がICTを活用した授業を実施できるよう、ICTの活用に関する研修を計画的に実施する必要がある。
- 学校内におけるICTの有効活用を図るため、ICT支援員等の外部人材の配置・活用を促進する必要がある。

2 教材等のコンテンツを有効活用し得る体制の整備

- 教材となるコンテンツについては、既存のコンテンツを有効に活用するとともに、教員が独自に作成したコンテンツの共有化を図るなど、教員の負担を軽減しながら学習の質を確保するための方策を講じる必要がある。

3 「秋田の探究型授業」の発展に向けたICTの活用方法の研究

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「秋田の探究型授業」にICTを効果的に組み合わせる手法について、組織的・実践的な研究を展開する必要がある。

4 対面指導と遠隔・オンライン教育の取組事例の蓄積

- 不登校児童生徒の支援、小規模校間や高校間の連携など、実施が比較的容易で効果が見込まれる分野からオンラインの活用に取り組んでいく必要がある。
- 外部講師の講座や海外との交流など、オンラインの特性を生かした、場所に縛られない新しい学習の在り方について、早期に事例を蓄積する必要がある。

5 ICTの活用に関する中期的な計画の策定

- 教育のICT化の推進に当たっては、教育内容と機器の規格が正対していることが重要であることから、教育内容や到達目標、整備が必要な機器の規格等に関する中期的な計画を策定するとともに、時代の変化に合わせて当該計画を適切に見直す必要がある。

6 ICTを活用した初等中等教育機関と高等教育機関の連携への支援

- 小・中・高校でオンライン授業や海外交流を効果的に行うためには、ICTを活用した教育活動の実績が豊富な高等教育機関がもつ知見やノウハウを活用することが望ましいことから、連絡会議や研究活動等を通じて、高等教育機関がもつ知見等を初等中等教育の現場に生かす取組を支援する必要がある。
- 高校生が県内の高等教育機関で行われている教育内容に触れる機会を拡充するため、オンライン講義などICTを活用した高大連携の取組を促進する必要がある。

7 生涯学習分野におけるオンラインの活用

- 県民の学びの機会を拡充するため、サテライト会場の開設や講演動画の配信など、オンラインを活用した生涯学習講座を実施する必要がある。

- 公民館のICT環境を充実させることにより、家庭にインターネット環境がない高齢者等にオンラインを活用した学びの場を提供できるほか、高齢者等がICT機器の操作方法を地域の中高生から学ぶ講習会など世代間交流に資するイベント等の会場として活用できることから、公民館へのWi-Fiの設置に向けて市町村等との連携を進める必要がある。

提 言 2 地域の発展につながるふるさと教育等の推進について

《提言の背景》

ふるさと教育は、平成5年度に学校教育共通実践課題に据えられて以降、長らく本県教育の土台となってきた。この間、地域の文化や歴史、産業や人材を活用した様々な教育活動が行われており、全国的に見ても先進的であると評される一方、学んだことをビジネスのレベルにまで昇華させ、地域の活性化に生かしている事例は多くはない。

ふるさとの魅力を認識し、ふるさとを誇りに思い、ふるさとの魅力を外に伝えることができる子どもを育てることが、本県教育に課された課題の一つであり、認識した秋田の魅力を観光や産業の核として地域の発展につなげる発想を育む教育の展開が必要である。

ICTの発達により、秋田にいながらにして、秋田の魅力を県外はもとより海外にまで発信できる時代が到来しているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、消費動向や人の流れにこれまでとは異なった潮流が生まれつつある。こうした中であっては、ふるさと教育やキャリア教育において、「秋田にいても仕事がある」「秋田にいるからこそ秋田ならではの仕事ができる」という視点にも気づかせることが大切である。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提 言》

- 1 ふるさと教育の視点を取り入れた英語教育を展開し、秋田の魅力を世界に発信できる人材を育成すること。
- 2 世界遺産をはじめとした文化財等の地域資源を活用したふるさと教育の一層の推進を図ること。
- 3 ふるさと教育やキャリア教育において、産業化や起業までを含めた「秋田で稼ぐ」視点の導入を図ること。

【具体的な取組の方向性】

1 ふるさと教育の視点を取り入れた英語教育の展開

- 英語科副教材として各中学校に2部ずつ配付している「秋田ふるさと紹介ハンドブック」について、地域版等の作成により内容の充実を図るとともに、生徒一人一人が授業において手に取って活用できるよう配付を拡充する必要がある。
- 児童生徒が観光行事等の際にボランティアとして外国人観光客をガイドするなど、身近にある素材を用いて英語でコミュニケーションを図る取組を展開する必要がある。

2 文化財等の地域資源の活用

- 世界遺産への登録が期待される「北海道・北東北の縄文遺跡群」をはじめ、「角館祭りのやま行事」「土崎神明社祭の曳山行事」「花輪祭の屋台行事」(山・鉾・屋台行事)や「男鹿のナマハゲ」(来訪神：仮面・仮装の神々)について、歴史や文化としての理解を深め、その本質的な価値を損なわないことの重要性を学ぶ機会を提供するとともに、観光資源としての価値の認識を図る教材として活用する必要がある。
- 地域の祭りや行事について、児童生徒が担い手として参加する中で地域を愛する感情を醸成するなど、地域と児童生徒のつながりを強める社会教育活動を展開する必要がある。

- 児童生徒の秋田県への愛着をより高めるため、ジオパーク等のもつ自然・文化資源の情報を活用し、居住する地域だけでなく県全体に関する理解を深める教育を展開する必要がある。

3 経済的視点を取り入れたふるさと教育等の展開

- 秋田の将来を支える人材を育成するため、「ふるさと」の文化や産業に関する情報を学習素材として利用するだけにとどめず、時に文化財の観光利用や地域食材の商業展開等の経済的な視点を取り入れたふるさと教育・キャリア教育を展開する必要がある。

提 言 3 心と体の健全育成について

《提言の背景》

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための学校の臨時休業は、集団活動や運動など子どもが健やかに成長するために欠かせない要素を再認識させる機会となった。

学習習慣を含めた生活リズムの形成、身体の育成、心のケアなど、学校が担ってきた教科指導以外の教育機能について、教育活動の土台となる部分であるとの認識のもと、改めてしっかりと取り組む必要がある。

また、こうした取組は、学校だけでなく、保護者や地域と連携して進めるべきものであることから、学校・家庭・地域が同じ方向を向いて子どもの健やかな成長を支える体制を整えることが望ましい。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提 言》

- 1 学校・家庭・地域の連携体制を整え、心と体の健康づくりに向けた地域教育活動の活性化を図ること。
- 2 インターネット利用機会の増加と低年齢化を踏まえ、健全利用に関する指導体制の強化を図ること。
- 3 いじめ等の問題行動や不登校に関する支援体制を強化し、問題の未然防止と早期対応を図ること。
- 4 身体の成長を促し社会性を培う体育的な活動を促進するとともに、指導体制の充実を図ること。

【具体的な取組の方向性】

1 学校・家庭・地域の連携による地域教育活動の活性化

- 「秋田わか杉 七つの『はぐくみ』」に掲げる「早寝 早起き 朝ごはん」など、望ましい生活習慣や学習習慣の習得について、保護者と連携した指導を強化する必要がある。
- 家庭や地域と連携した教育体制を整備するため、市町村教育委員会等とも協力しながら、学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置を促進する必要がある。

2 インターネットの健全利用の促進

- インターネットの過剰利用による生活リズムの乱れなど、ICTの負の側面について、児童生徒と保護者が共通認識をもつことができるよう、インターネットの健全利用に関する指導や啓発について、最新の課題を踏まえながら継続的に実施する必要がある。

3 問題行動等の未然防止と早期対応

- いじめ等の問題行動や不登校について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実など、未然防止と早期対応に関する支援体制の拡充を図る必要がある。
- SNSを利用したいじめについては、インターネットの健全利用に関する指導に加えて、インターネット上の書き込み等の監視体制の強化により機動的な対応を行う必要がある。

4 体育的な活動の促進と指導体制の充実

- 望ましい生活習慣を維持するとともに、生涯にわたって運動を続けられるよう、子どもの運動習慣の確立と体力の維持・向上に向けた取組を推進する必要がある。
- 運動部活動の活性化を図るため、外部指導者等の活用を進めるとともに、外部指導者に対する研修等を実施する必要がある。